

(地Ⅱ209)

平成30年2月16日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会 常任理事

松本 吉郎



「小規模事業場産業医活動助成金」案内リーフレットの送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省では、産業保健活動の推進のため、別添のとおり4つの産業保健関係助成金をもうけて中小企業事業主を支援しています。

この度、4つのメニューの内「小規模事業場産業医活動助成金」のリーフレットが作成されましたので、これまでご案内しましたリーフレットと併せてお送りします。

貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして貴職のご高配を賜わりますようお願い申し上げます。



小規模事業場（労働者数50人未満）の事業者の皆さまへ

健康で活力ある職場づくりのために 産業医を活用しましょう

小規模事業場産業医活動助成金 が皆さまを応援します！

産業医とは、労働者の健康管理等について、専門的な立場から指導や助言を行う医師のことです。労働安全衛生法では、労働者数50人以上の事業場では、産業医の選任が義務となっています。また、

小規模事業場（労働者数50人未満の事業場）では、産業医の要件を備えた医師等に労働者の健康管理を行わせることが努力義務となっています。



【小規模事業場産業医活動助成金のご案内】

助成金を活用する際のポイント

小規模事業場で産業医と契約^①して産業医活動を実施^②した場合、費用の助成（最大20万円）^③が受けられます

ポイント① 産業医の要件を備えた医師と契約しましょう

産業医の要件を備えた医師と、産業医活動の実施について契約してください。（平成29年度以降に契約した活動が助成対象になります。）

ポイント② 実際に産業医活動を実施しましょう

産業医活動の内容は、事業場のニーズに応じて産業医と相談し、契約・依頼します。契約した産業医活動を実際に行いましょう。

ポイント③ 継続した産業医活動に助成金が支払われます

産業医に職場環境や労働者の実情をよく知ってもらうことで、より適切なアドバイスがもらえます。産業医と協力して、活動を継続しましょう。

助成金の仕組み・手続きをくわしく確認 ➡ [裏面へ](#)

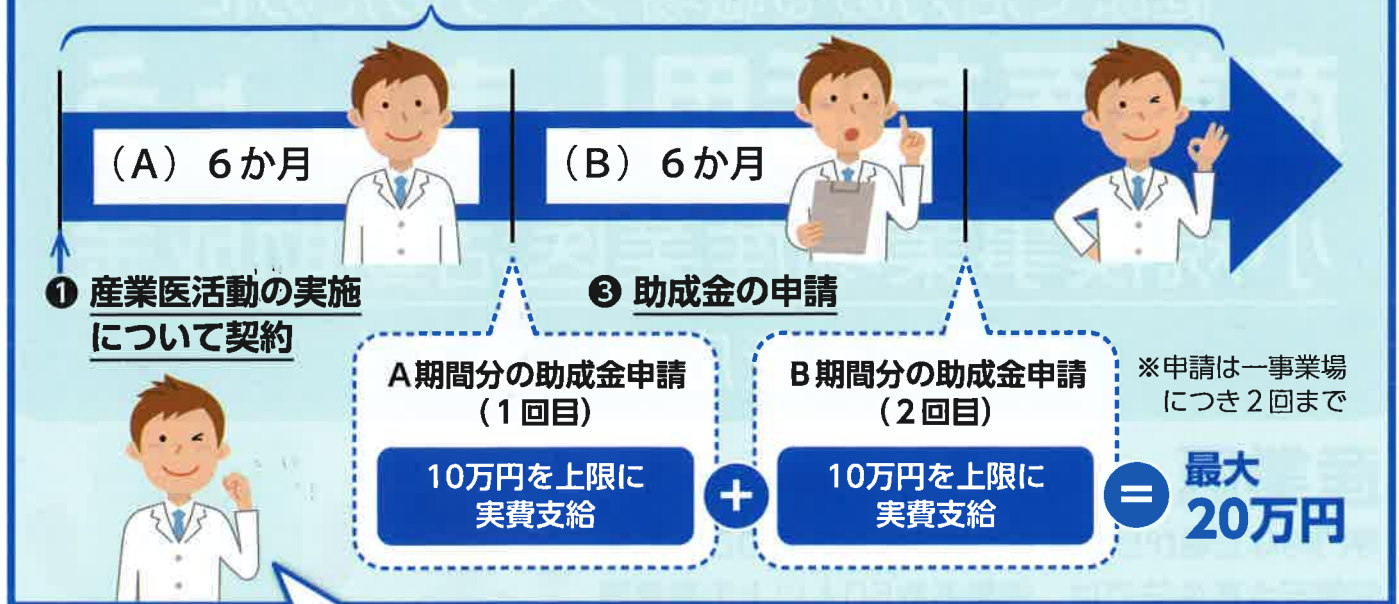


厚生労働省・独立行政法人労働者健康安全機構



助成金を受け取るまでの手続き

② 契約に基づいた産業医活動の実施



産業医は、訪問先の職場環境のニーズに応じて、幅広く労働者の健康管理等に関する活動を行います。



事業場において強化したい分野を選んで、活動を依頼すると良いでしょう。

- 職場の巡視
- 衛生委員会への出席
- 健康診断結果に関する意見
- 長時間労働者の面接指導
- ストレスチェックの実施及び事後措置
- 休職・復職面談
- メンタルヘルス等日常の健康相談
- 健康講話、健康教育

産業医をお探しの際は、都道府県医師会又は郡市区医師会にご相談できます。

連絡先は日本医師会のホームページでご確認ください。 <http://jmaqc.jp/sang/search/index.html>

助成金の詳しい内容は、

産業保健関係助成金

検索

労働者健康安全機構のホームページでご確認ください。



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1151/Default.aspx>

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの産業保健総合支援センターでお受けしています。



0570-783046

ナヤミヲシロウ

受付時間
9時～12時
13時～18時
(土日祝日を除く)

この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。

平成 29 年度 産業保健関係助成金のご案内

従来の「ストレスチェック助成金」に加え、平成 29 年度からは、新たに 3 つの助成金加わり、産業保健関係助成金のメニューは 4 つになりました。

- ①「ストレスチェック助成金」
- ②「職場環境改善計画助成金（A・Bコース）」
- ③「心の健康づくり計画助成金」
- ④「小規模事業場産業医活動助成金」

新たな助成金（②～④）のうち、②・③の助成金は、平成 29 年 6 月 1 日から申請受付を開始しています。④の「小規模事業場産業医活動助成金」は、契約後 6 か月を経過してからの申請になりますので、平成 29 年 10 月から申請受付を開始することになります。

また、①の「ストレスチェック助成金」は、今年度から事前登録の要件がなくなり、年度中に実施した分の申請期間も翌年度の 6 月 30 日まで延長され、使いやすくなりました。労働者数 50 人未満の事業場（企業）であれば、要件を整えることにより、4 つ全ての助成金の申請が可能となっています。

労働者数 50 人以上の事業場（企業）については、②の「職場環境改善計画助成金（A・Bコース）」と③の「心の健康づくり計画助成金」の申請が可能となりますが、労働者数にかかわらず、③の「心の健康づくり計画助成金」は、企業本社からの申請となり、一企業につき将来にわたって 1 回の支給に限られます。

②の「職場環境改善計画助成金（A・Bコース）」の機器・設備購入費を対象とする助成は、一事業場につき将来にわたって 1 回の支給に限られます。

④「小規模事業場産業医活動助成金」は、産業医の選任義務のない労働者数 50 人未満の事業場が産業医との産業医活動に係る契約をした場合に実費が支給（6 か月当たり 10 万円を上限に 2 回限り）されます。

産業保健関係助成金のお問い合わせ・申請は、労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課（ナビダイヤル 0570-783046）までお願いいたします。

各種申請様式は、労働者健康安全機構ホームページ <https://www.johas.go.jp> からダウンロードしてご利用ください。

助成金を上手に活用して、職場の健康づくりにお役立てください。

平成29年度
から

産業保健関係助成金

のメニューが
拡充されました。

※新たな助成金は **平成29年6月1日から申請受付** を開始しております。

ストレスチェックの実施及び面接指導等のほか、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善計画を作成・実施した場合の助成金です。

※「心の健康づくり計画助成金」は、事業場単位ではなく、一企業について、将来にわたり1回限りの支給となりますのでご注意ください。

労働者数50人以上の 事業場

労働者数50人未満の事業場

NEW 小規模事業場産業医活動助成金
(労働者数50人未満の事業場が対象)

ストレスチェック助成金
(労働者数50人未満の事業場が対象)

NEW 職場環境改善計画助成金
(労働者数の制限なし)

NEW 心の健康づくり計画助成金
(労働者数の制限なし) ※企業単位

「ストレスチェック助成金」が使いやすくなりました。

- 事前登録の要件がなくなりました。
- 年度中に実施した分が翌年度6月30日まで申請可能となりました。
- ストレスチェック助成金の②(表面参照)の対象が「ストレスチェック実施後の医師による面接指導」「面接指導の結果についての事業主への意見陳述」の2点となりました。



助成金に関するお問い合わせ・申請はこちら

独立行政法人 労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 事務管理棟



0570-783046

ナ ヤ ミ ヲ シ ロウ

受付時間

平日 9時～12時
13時～18時
(土曜、日曜、祝日休み)

産業保健関係助成金

🔍 検索

<https://www.johas.go.jp/>

※各種申請様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

働く人のメンタルヘルス
ポータルサイト

「こころの耳」

ストレスチェックについての詳細や、実施プログラム(無料)、各種マニュアル等は、こちらのWEBサイトをご覧ください。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳

🔍 検索

職場の健康づくりを応援します!

平成29年度 産業保健関係助成金のご案内

ストレスチェック助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した場合に、次の費用を助成する。

- ①ストレスチェックの実施に対する助成
 - 従業員1人につき500円を上限として、その実費額を支給。
- ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成
 - 医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額を支給（一事業場につき年3回が限度）。

NEW

職場環境改善計画助成金

(労働者数の制限なし)

○ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、
【Aコース】 専門家（※）の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、指導費用及び機器・設備購入費の実費を支給（10万円を上限、うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）。

（※）：産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、産業カウンセラー・臨床心理士等の心理職、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士

【Bコース】メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、職場環境改善計画を作成・実施した場合に、機器・設備購入費の実費を支給（5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り）。

NEW

小規模事業場 産業医活動助成金

(労働者数 50 人未満の事業場が対象)

○小規模事業場が産業医の要件を備えた医師と職場巡視、健康診断異常所見者に関する意見聴取、保健指導等、産業医活動の全部または一部を実施する契約をした場合に実費を支給（6か月当たり10万円を上限×2回限り）。

※一事業場につき将来にわたって2回の支給に限ります。

NEW

心の健康づくり計画助成金

(労働者数の制限なし)

○メンタルヘルス対策促進員の助言・支援（訪問3回まで）を受け、心の健康づくり計画（ストレスチェック実施計画を含む）を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した場合に支給（一律10万円）。

※一企業につき将来にわたって1回の支給に限ります。

産業保健関係助成金のお問い合わせは

独立行政法人 労働者健康安全機構



0570-783046

ナ ヤ ミ ヲ シ ロウ

◆この助成金は、厚生労働省の産業保健活動総合支援事業の一環として行われています。◆